

様式 1

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間

処 分 の 名 称		さいたま市青少年宇宙科学館の利用許可
根拠条例・規則名		さいたま市青少年宇宙科学館条例
条 項		第6条、第7条
所 管 部 課		教育委員会事務局 生涯学習部 青少年宇宙科学館 (電話：048-881-1515)
審 査 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	以下の要件に該当しないこと。 (1) 科学館の設置の目的に反すると認められるとき。 (2) 公益を害する恐れがあると認められるとき。 (3) 科学館の施設を毀損する恐れがあると認められるとき。 (4) 前3号に掲げるもののほか、科学館の管理上支障があると認められたとき。
	設定等年月日	平成13年5月1日設定 平成 年 月 日最終改正
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合はその理由)	未設定 申請を受理次第、直ちに処理している。
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終改正
備 考		